

## 災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な医療ガス等（以下「医療ガス等」という。）の確保・供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の確保・供給業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療ガス等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を確保する必要があると認めた場合は、乙に対して乙に加盟する会員会社（以下「会員会社」という。）の保有する医療ガス等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、会員会社を通じ、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 前2条の規定により甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

- （1）酸素ガス等医療ガス
- （2）酸素ガス等医療ガスの使用にあたり必要となる調整器等の資器材等
- （3）その他甲が必要と認めたもの

（供給の要請方法）

第5条 第2条に定める医療ガス等の供給の要請は文書によることとし、緊急の場合は電話等によることができるものとする。ただし、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部岡山支部又は会員会社に対し協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域の通行等について、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（供給先等）

第7条 医療ガス等の供給先については甲が指定するものとし、当該指定した場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第8条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（費用の負担）

第9条 この協定に基づき、会員会社が医療ガス等の供給を行った場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）供給した医療ガス等の実費
- （2）前号に該当しない費用であって、この協定に定められた事項を実施するために要した実費

(災害補償)

第10条 会員会社の社員で医療ガス等の輸送業務に従事した者（以下「輸送業務従事者」という。）が、その者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙又は輸送業務従事者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

(細目)

第11条 この協定に定める事項を実施するために必要な事項については、別に、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、甲乙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持するものとする。

平成23年12月27日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6  
岡 山 県

岡山県知事

石井 正弘

乙 広島県広島市中区紙屋町二丁目3-1  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部

本部長

永江 裕